

65歳定年での生涯賃金額、職務手当の算出方法、乗務員手当に関する疑問など、 解明求めて団体交渉開催！

本部は5月23日、「新しい人事・賃金制度の見直し」に関する更なる解明要求申し入れ（申第39号）に基づく団体交渉を開催しました。

この間、会社が提案した定年延長、諸手当、通勤手当、表彰制度、住宅支援などを大きく変更する「新しい人事・賃金制度の見直し」に対して、本部は申第38号に基づく団体交渉を行ってきましたが、更なる解明を求めて申第39号を提出し、会社回答を受けて議論を行いました。

本部が、65歳定年によるS3等級到達の場合の生涯賃金額、そのモデルの昇格経歴、制度見直し後の職務手当と割増賃金の増加分の金額はどの様な計算で算出したのか、また夜勤手当の対象となる労働時間・超過勤務時間・祝日手当の対象となる労働時間などについて、解明を求めたのに対し、会社の姿勢は、モデルを示したものの「絶対額を示すために明らかにしてのではない」とか、「実際に一定期間に払われている手当の額を職務手当に反映させた」など、疑問に感じた組合員、社員が自ら計算してみようにも容易ではない示し方に留まりました。このような会社の見直し提案に対して、65歳まで安心して働ける環境づくりのために、JR東海労はさらに取り組みを強化していきます。